

**運輸安全マネジメント  
安全管理規程  
QMS. Q15-12**

**三和交通株式会社**

## 目 次

## 第1章 総則

第1条	目的	.....	P2
第2条	適用範囲	.....	P2

## 第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

第3条	基本的な方針	.....	P2
第4条	重点施策	.....	P2
第5条	輸送の安全に関する目標	.....	P3
第6条	輸送の安全に関する計画	.....	P3

## 第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

第7条	経営トップの責務	.....	P3
第8条	社内組織	.....	P3
第9条	安全統括管理者等の選任及び解任	.....	P4
第10条	安全統括管理者の責務	.....	P4

## 第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第11条	関係法令等の遵守の確認	.....	P5
第12条	重点施策の実施	.....	P5
第13条	情報の共有及び伝達	.....	P5
第14条	事故、ヒヤリ・ハット情報の収集・活用	.....	P5
第15条	運行の管理と実施	.....	P6
第16条	整備の管理と実施	.....	P6
第17条	事故、災害等に関する報告連絡体制	.....	P6
第18条	通信の優先処理	.....	P6
第19条	教育及び研修	.....	P7
第20条	内部監査	.....	P7
第21条	業務の改善	.....	P7
第22条	マネジメントレビュー	.....	P7
第23条	情報の公開	.....	P8
第24条	安全管理規程の見直し	.....	P8
第25条	記録の管理等	.....	P8
附則		.....	P9
付表1.	記録の管理手順	.....	P9
付図1.	運輸安全マネジメントプロセスフロー図	.....	P10
	事故発生時における緊急連絡体制フロー	.....	P11

## 第1章 総則

## (目的)

第1条 この規程（以下「本規程」という。）は、経営トップが主体的に関与し設定された安全方針及び道路運送法（以下「法」という。）第22条の2第2項の規程及び国土交通省から公表された安全管理規定に係るガイドラインの手引きに基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

## (適用範囲)

第2条 本規程は、当社の一般旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。ただし、当社における輸送の安全の確保についての運用は、関係法令を遵守し、運行管理規程、整備管理規程その他関係規程と相俟って行うものとする。

第2項 当社の運輸安全マネジメントに必要なプロセス及び、それらを当社のどの組織に適用するかを付図1「運輸安全マネジメントプロセスフロー図」及び付図2「運輸安全マネジメント組織図」で明確にする。

## 第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

## (基本的な方針)

第3条 経営トップは、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、事業活動を行う体制の整備に努めるとともに、業務管理、施設管理、車両整備他、その活動に携わる全部門を総合活用して輸送の安全を確保するため、次のとおり安全方針及び安全重点施策を定め、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、事業所における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

第2項 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Action）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

第3項 輸送の安全を確保するため、「関係法令の遵守」、「安全最優先の原則」、「安全管理体制の継続的改善の実施」を安全にかかる基本的な姿勢として、下に記した【安全方針】を定め、全社員が丸となって事故防止に努めるとともに、常に安全を最優先として取り組んでいく。

## 【安全方針】

「三和交通グループは」  
「安全・安心をモットーに」  
「心のこもったおもてなしで地域住民の足となり」  
「常に全社員が質の向上に努め」  
「地域で一番やさしいタクシーを目指して活動する」

## (重点施策)

第4条 前条の輸送の安全に関する方針に基づく重点施策は、次のとおりとする。

## (1) 全社員の安全意識の向上

乗務員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させ、関係法令及び本規程に定められた事項を遵守させること。

## (2) ヒヤリ・ハット情報等の情報共有の体制作り

「輸送の安全に支障を及ぼすおそれのある事柄」や「事故には至っていないが事故につながる可能性がある（あった）」と社員各個人が感じた「ヒヤリ・ハット事象」や「気がかり事象」に関する情報を幅広く収集し、分析・評価を行ったうえで、内容やリスクの大きさに応じて対策を講じ、事故を未然に防止しようという取り組みを行い、社内において必要な情報を伝達、共有すること。

(3) 安全への投資

事故防止に資する車両及び設備等は、効率的かつ効果的に更新整備を行うこと。

(4) 内部監査と改善

内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。

第2項 持ち株会社及び傘下のグループ企業が密接に協力し、一体となって輸送の安全性の向上に努める。

(輸送の安全に関する目標)

第5条 安全方針に基づき、輸送の安全に関する目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第6条 前条に掲げる目標を達成するために、重点施策に基づき必要な計画を作成する。

### 第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(経営トップの責務)

第7条 経営トップは、輸送の安全の確保のため、次に掲げる事項について、主体的に関与し、組織全体の安全管理体制を構築し、適切に運営する。

- (1) 関係法令等の遵守と安全最優先の原則を内部組織へ徹底する。
- (2) 安全方針を策定する。
- (3) 安全統括管理者、その他経営管理部門で安全管理に従事する者（以下、「安全統括管理者等」という）に指示するなどして、安全重点施策を策定する。
- (4) 安全統括管理者等に指示するなどして、重大な事故等への対応を実施する。
- (5) 安全管理体制を構築・改善するために、かつ、輸送の安全を確保するために、安全統括管理者等に指示するなどして、必要な要員、情報、車両が使用できるようにする。
- (6) マネジメントレビューを実施する。

第2項 上記のほか、経営トップは、リーダーシップを発揮し、安全統括管理者等に指示するなどして、前項(2)以下に掲げる取組を構築・改善し、もって安全管理体制の拡大、要因の確保について適切に機能させる。

(社内組織)

第8条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- (1) 安全統括管理者  
経営トップの命を受け、輸送の安全の確保に関する各事業所全ての業務を統括する。
- (2) 統括運行管理者  
安全統括管理者の指揮の下、所属事業所の施設及び車両、経営管理部門で安全管理に従事する者を総合的に活用し、安全で安定した輸送を確保するための業務を統括する。
- (3) 事業所長  
安全統括管理者の指揮の下、輸送の安全の確保に関し、事業所内の業務を統括し、指導

監督する。

- (4) 運行管理者及び補助者（以下、「運行管理者等」という）

運行管理者は事業所の運行管理業務を実施する。

補助者は、運行管理者の指揮の下、事業所の運行管理業務を実施する。

- (5) 整備管理者及び補助者（以下、「整備管理者等」という）

事業所の整備管理業務を実施する。

補助者は、整備管理者の指揮の下、事業所の整備管理業務を実施する。

第2項 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、重大な事故、災害等に対応する場合も含め、付図2.「運輸安全マネジメント組織図」による。

第3項 前項の安全統括管理者が不在の場合又は病気等を理由に指揮が取れない場合には、本店の上級役員が安全統括管理者の職務を行う。

(安全統括管理者等の選任及び解任)

第9条 経営の中枢に携わる取締役のうち、旅客自動車運送事業規則(以下「運輸規則」という)第47条の5に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

第2項 各事業所の統括運行管理者は、その事業所最高責任者をもってあてる。

第3項 運行管理者等及び整備管理者等の選任及び解任は、運行管理規程及び車両整備管理規程の定めるところによる。

第4項 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。

(1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。

(2) 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。

(3) 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第10条 経営トップは、経営トップのリーダーシップの発揮、安全管理体制の適切な運営、組織内部への安全最優先意識の徹底を実効的とする観点から、安全統括管理者には、次に掲げる責任・権限を具体的に与える。

(1) 社員に対し、関係法令等の遵守、安全最優先の原則、が最も重要であるという意識を徹底させること。

(2) 安全管理体制に必要な手順及び方法を確立し、実施し、維持すること。

(3) 安全方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。

(4) 安全方針を各事業所内部へ周知徹底する。

(5) 定期的に、かつ必要に応じて内部監査を行なう。

(6) 安全管理体制の課題又は問題点を的確に把握する立場として、以下の事項を経営トップに適時、適切に報告又は意見上申する。

① 安全重点施策の進捗・達成状況。

② 情報伝達及びコミュニケーションの確保の状況

③ 事故等の発生状況

④ 是正処置及び予防処置の実施状況

⑤ 安全管理体制の実施状況及び改善の必要性の有無

⑥ 内部監査の結果

- ⑦ 現況管理部門からの改善提案
  - ⑧ 過去のマネジメントレビューの結果に対する対応状況
  - ⑨ 外部からの安全に関する要望、苦情
  - ⑩ その他必要と判断した情報
- (7) 経営管理部門の職員に対して、必要な教育又は研修を行うこと。
- (8) その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

#### 第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

##### (関係法令等の遵守の確保)

第11条 前3条の基本的な方針に基づき、輸送の安全を確保する上で必要な次の事項に係る関係法令等を遵守する。安全管理者等は、各部門や各要因におけるそれらの遵守状況を内部監査等にて確認する。

- (1) 輸送に従事する要員の確保
- (2) 輸送施設の確保および作業環境の整備
- (3) 安全な輸送サービスの実施およびその監視
- (4) 事故等への対応
- (5) 事故等の再発防止措置および予防措置

第2項 安全統括管理者は、関係法令等の改正状況について、国土交通省HP、総務省HP、官報、事業団体の法改正情報等をモニタリングすることにより把握し、必要に応じて対応する。

第3項 個人情報保護のため、輸送の安全を確保する上で知り得たすべての情報について個人情報保護規程等を踏まえ、適切に管理する。

##### (重点施策の実施)

第12条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

##### (情報の共有及び伝達)

第13条 経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

##### (事故、ヒヤリ・ハット情報の収集・活用)

第14条 輸送の安全を確保するため、事故、ヒヤリ・ハット情報等の定義及び収集手順を定め、それらの情報を収集する。

第2項 収集した情報のうち、輸送の安全確保のため特に重要と定めた情報については、適時、適切に経営トップまで報告しリスク管理に努める。

##### (1) 情報収集

「事故情報、報告を受け収集したヒヤリ・ハット情報」(以下、「ヒヤリ・ハット事例」という)を分類・整理する。

##### (2) 収集した情報の分類・整理、根本原因の分析

ヒヤリ・ハット事例を取りまとめ、統括運行管理者に報告する。統括運行管理者は、運行管理者等からのヒヤリ・ハット事例を取りまとめ、必要に応じ、運行管理者等とともに、大事故に至る可能性が高いと考える事例等について、発生した根本的な原因を究明するための多角的な

分析を行い、原因を究明し事故予防策案を検討する。その後、統括運行管理者は、それら情報の取りまとめ等の結果を安全統括管理者に報告する。

(3) 対策の検討と実施

統括運行管理者は、事故防止委員会にて、ヒヤリ・ハット事例の発生状況および重要なヒヤリ・ハット事例の発生原因、再発防止策案を検討し、事故予防策を策定し、以後、事業所全体に事故予防策を周知・指導する。また、実施した対策の効果を把握し、必要に応じ、対策の見直しを行う。

(4) 輸送現場に潜在する危険の掘りおこし

安全統括管理者は、事業所からの報告を受け、全社的に対策を講じる必要のあるヒヤリ・ハット事例について、本社全体会議の議題として取り上げ、潜在的な危険を洗い出し、潜在的な危険が生じる可能性と事故につながる可能性、事故につながった場合の影響の大きさの評価を行い、対策を立てるべき潜在的な危険を選定する。

(5) 対策を取る

安全統括管理者は、本社全体会議で、選定した潜在的な危険から発生し得る未然防止対策を検討・策定し、決定した事故予防策を各事業所に周知・指導する。また、必要に応じ、見直しを行う。

第3項 必要に応じ、事故、ヒヤリ・ハット情報の収集・活用の取組の円滑かつ有効な実施に向けた業務環境の整備を図る。

第4項 事故等の再発防止・未然防止の観点から他の事業者や他のモードにおける事故等の事例を的確に活用する。

(運行の管理と実施)

第15条 運行管理規程に基づき、安全かつ最良な方法にて管理・実施する。

(整備の管理と実施)

第16条 整備管理規程に基づき、安全かつ最良な方法にて管理・実施する。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第17条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は付図3.「事故、災害発生時の報告連絡体制」による。

第2項 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部局等に速やかに伝達されるように努める。

第3項 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。

第4項 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

第5項 重大な事故等への対応について次のように規定する。

(1) 重大な事故等の場合には、運行管理規程、事故処理規程他に基づき、応急措置、原因分析、再発防止対策等について全組織で迅速かつ的確な対応を図る。また、事故等の応急措置および復旧措置の実施、事故等の原因、被害等に関する調査および分析等に係る責任・権限等必要な事項を明らかにし、従業員へ周知する。

(2) 必要な措置を実効的なものとするため、想定シナリオを作成し、必要に応じ、訓練を行なう

## (通信の優先処理)

第 18 条 災害・事故又は事件テロ発生時の通信は、無線・有線を問わず最優先として確保し、迅速かつ確実に処理されなければならない。

第 2 項 事故又は事件テロ発生時は、人命尊重を第一に緊急時の通信基準に従い処置すること。

第 3 項 異常気象及び災害発生時は、通信設備の確保、安全かつ迅速な運行指示に努めること。

## (教育及び研修)

第 19 条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

## (内部監査)

第 20 条 経営トップは、安全統括管理者を実施責任者として、運輸安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

第 2 項 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

## (業務の改善)

第 21 条 経営トップは、安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき不適合な事項の報告があった場合、若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

第 2 項 経営トップは、悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための是正措置を講じ再発防止に努める。

## (マネジメントレビュー)

第 22 条 経営トップは、当社の運輸安全マネジメント態勢が継続して適切であり、妥当であり、有効であることを確かなものとするために、定期開催される所長会において毎年 1 回又は必要に応じマネジメントレビューを計画し、安全統括管理者その他、経営管理部門の安全管理に従事する者の報告を受け実施する。

第 2 項 マネジメントレビューにおける指示・決定事項は、実施担当者（部門）及び期限を定め、実施結果について、後のマネジメントレビューの中で確認する。

第 3 項 マネジメントレビューでは、運輸安全マネジメントを改善する機会があるか、また、安全方針・輸送の安全に関する目標を含む運輸安全マネジメントの変更の必要性があるかといった評価も行う。

第 4 項 マネジメントレビューの結果は、附則の当社運輸安全マニュアルのシステム手順シート「マネジメントレビューシート」に記録し、維持管理する。

第 5 項 マネジメントレビューへのインプット

マネジメントレビューへのインプット情報には、下記の情報を含める。

- (1) 外部監査又は、定期に実施される内部監査の実施結果に関する情報。
- (2) 顧客からのフィードバック情報。
- (3) プロセスの実施状況及び製品（旅客運送サービス）の適合性に関する情報。
- (4) 予防処置、是正処置の実施状況に関する情報。



- (5) 前回のマネジメントレビューのフォローアップ処置に関する情報。
- (6) 運輸安全マネジメントに影響する可能性のある変更に関わる情報。
- (7) 改善のための提案。

#### 第6項 マネジメントレビューからのアウトプット

マネジメントレビューからのアウトプットには、下記の決定及び処置を含める。

- (1) 運輸安全マネジメント及び、そのプロセスの有効性の改善に関する対応。
- (2) 要求事項にかかわる製品（旅客運送サービス）の改善に関する対応。
- (3) 必要な経営資源に関する対応。

#### （情報の公開）

第23条 経営トップは、次に掲げる事項については、毎年度、外部に対し公表する。

- (1) 輸送の安全に関する基本的な方針
- (2) 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況
- (3) 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計
- (4) 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統
- (5) 輸送の安全に関する重点施策
- (6) 輸送の安全に関する計画
- (7) 輸送の安全に関する予算等の実績額
- (8) 事故、災害等に関する報告連絡体制
- (9) 安全統括管理者
- (10) 安全管理規程
- (11) 輸送の安全に関する教育及び研修の計画
- (12) 輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容

第2項 経営トップは、事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

#### （安全管理規程の見直し）

第24条 本規程は、業務の実態に応じ、適時適切に見直しを行う。

#### （記録の管理等）

第25条 当社は、本規程への適合性、並びに運輸安全マネジメントの効果的な運用を実証するため、記録を作成し、維持する。記録の識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄のための管理手順を付表1.「記録の管理手順」の通り定める。

- (1) 安全管理体制を構築・改善する上で、基本となる記録
  - (ア) 安全統括管理者から経営トップへの報告内容に関する記録
  - (イ) 事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用内容に関する記録
  - (ウ) 安全管理体制の構築・改善に必要な教育・訓練に関する記録
  - (エ) 内部監査の実施に関する記録
  - (オ) マネジメントレビューに関する記録
  - (カ) 是正処置及び予防処置に関する記録
- (2) 関係法令等により作成を義務付けられている記録
- (3) その他安全管理体制を構築・改善する上で、必要と判断した記録

第2項 記録は、記録の様式、書式、形態（電子媒体を含む）等を含め、作成・維持すべき記録の範囲、程度、詳細さは、前項の記録を行うことのねらいを踏まえ、実効性のある記録管理を行うた

めに適切と判断したものとする。さらに、過剰、複雑な記録化は、却って記録管理の効率を損なうこととなるから既存の記録をできる限り活用し、過剰に記録を作成しないよう留意し、また、記録は読みやすく、容易に識別かつ可能なものとする。

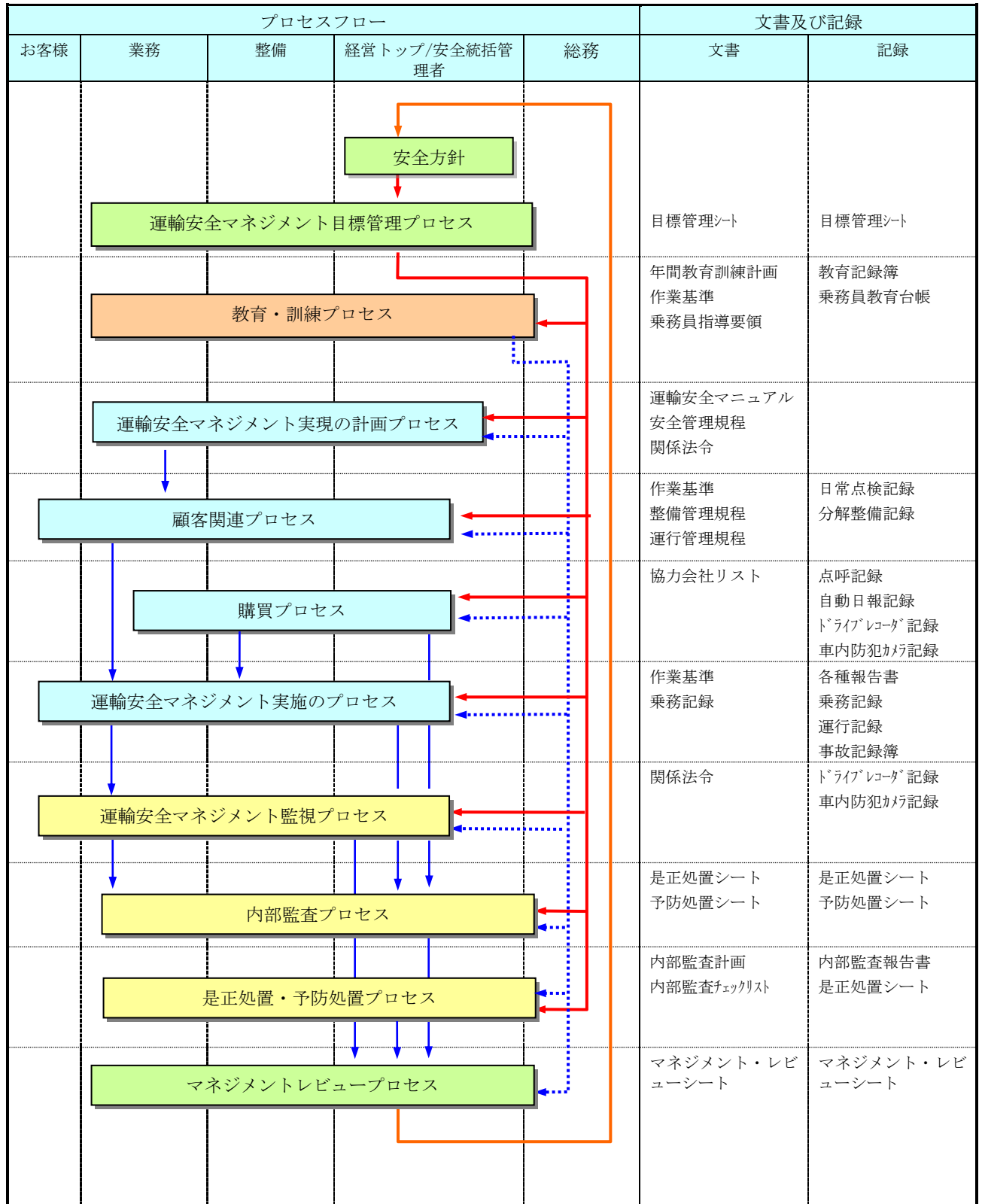
## 附 則

この規程は、平成 29 年 05 月 01 日より実施する。

付表 1. 記録の管理手順

項目	手順
a) 識別	記録は、保管ファイル、保管ケース、又は記録文書本体に「記録」の表示の他、顧客名、記録内容、発生年度、保管期限などの内、必要な表示にして識別する。
b) 保管	記録は部門責任者が管理する所定の保管場所（ファイル棚、倉庫など）に保管する。
c) 検索	記録は、保管するファイルの背表紙、中仕切又は、保管ケース、保管棚などの適切なものに記録の内容を表示し、検索を容易にする。
d) 保護	記録は、保管中に損傷劣化が生じないように、直射日光や雨水等が当たらない屋内で保存する。
e) 保管期間	記録の保管期間は、別の文書管理台帳及び関係諸規定に定める。 尚、記録の保管期限の起算日は下記の通りとする。 ①文書の旧版は、記録として保管し、その保管期間の起算日は、旧版となった時点の翌年度の営業開始日とする。 ②運用文書の記録としての保管期間の起算日は、その文書としての使用が終了した時点の翌年の営業開始日とする。
f) 廃棄	保管期限の過ぎた記録は、部門長の確認のもとに記録の保管部門が廃棄する。

付図1. 運輸安全マネジメントプロセスフロー図



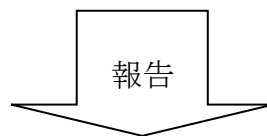
事故発生時における緊急連絡体制フロー

## 速報対象となる事故

下記の事故が発生した場合には速やかに報告して下さい。

1. 乗客に1名以上の死者又は行方不明者を生じた事故
2. 乗客に5名以上の負傷者を生じた事故
3. 乗客、乗員その他問わず1名以上の死者又は行方不明者を生じた事故（第1当事者に限る）
4. 乗客、乗員その他問わず5名以上の負傷者を生じた事故（第1当事者に限る）
5. 乗客、乗員その他問わず10名以上の負傷者を生じた事故（第1当事者に限る）
6. 飲酒及び酒気帯びによる人身事故
7. 自然災害に起因する可能性のある事故
8. その他報道機関などから取材・問い合わせをうけた事故又は報道のあった事故

一般乗用旅客自動車運送事業者



報告は管轄の運輸支局へ

神奈川運輸支局 検査整備保安 京浜交通圏

TEL 045-939-6803 Fax 045-939-3006

休日・夜間連絡先 080-3369-7375

別添1 事故発生時における緊急連絡体制のフロー

別添2 事件発生時における報告フロー

東京運輸支局 整備部門（保安担当） 特別区・武三交通圏、北多摩交通圏、南多摩交通圏

TEL 03-3458-9237 Fax 03-3458-9783

休日・夜間連絡先 080-3369-7374

別添1 事故発生時における緊急連絡体制のフロー

別添2 事件発生時における報告フロー

埼玉運輸支局 整備部門（保安担当） 県南西部交通圏

TEL 048-624-1835 Fax 048-738-4191

休日・夜間連絡先 080-3369-7373

別添1 事故発生時における緊急連絡体制フロー

別添2 事件発生時における報告フロー

事故報告事項 【第1報は把握している範囲で速やかに！】

①事業者名 ②発生日時 ③発生場所 ④事故車の登録番号

⑤死傷者、行方不明者数、重傷者数及び負傷者数 ⑥事故概要

⑦情報入手先 ⑧その他判明している事項 ⑨緊急連絡担当者名及び連絡先

※第一報報告後の追加情報も速やかに報告